

# 板橋区大規模建築物等指導要綱及び細則の一部改正を行いました ～「工業地域等における配慮」に係る規定等見直し＜令和3年4月1日施行＞～

東京都板橋区都市づくり推進条例（以下、推進条例）の制定に伴い、推進条例と整合を図るため、「工業地域等における配慮」に係る規定等を見直し、板橋区大規模建築物等指導要綱（以下、要綱）及び同要綱細則（以下、細則）を一部改正しました。

（令和2年12月25日決定、令和3年4月1日施行）

## ◇ 改正理由

1 令和2年10月23日、推進条例※が制定され、推進条例と要綱の整合を図る必要が生じたため、現要綱の「工業地域等における配慮」に係る規定等を見直しました。

※ 推進条例は、板橋区都市づくりビジョンの実現に寄与することを目的として、住民、事業者及び行政が連携した協働の都市づくりを推進する制度です。（令和3年4月1日施行）

2 推進条例制定にあわせて、産業振興の見地から要綱に基づく工場に対する配慮事項を拡大しました。

・背景：住工混在による大規模工場と大規模マンションとのトラブルの顕在化

## ◇ 改正概要

1 推進条例の関係規定を見直し、「要綱」を一部改正

(1) 要綱に、推進条例を位置づける

**【新規】** （第3条第2項）＜新規追加＞

(2) 推進条例と整合を図るため、「工業地域等における配慮」に係る規定を見直す

①適用範囲を、集合住宅（適用事業1）から適用事業全般（適用事業1～3）に拡大  
第3章＜集合住宅に係る協議項目＞から第2章＜各適用事業共通の協議項目＞に移動

②適用対象地域を、従前の工業地域及び準工業地域に新たに工業専用地域を加えて、  
「工業専用地域等における配慮」規定として拡大

③同規定の従前の目的「周辺環境との調和」に、新たに「工業の振興」の視点を加えて、併せて各所管課の指導内容ごとに条項を仕分け

**【改正後】** （工業専用地域等における配慮）第12条の2 ＜追加＞

**【改正前】** （工業地域等における配慮）第20条 ＜削除＞

2 推進条例の関係規定を見直し、「細則」を一部改正

(1) 要綱一部改正にあわせて、具体的な指導基準を定める「細則」を一部改正する

**【改正後】** （工業専用地域等における周辺環境との調和）第11条の2 ＜追加＞

**【改正前】** （周辺環境との調和）第25条 ＜削除＞

## ◇ 施行期日

令和3年4月1日（推進条例施行日に合わせ施行）

・令和3年4月1日以後に、板橋区大規模建築物等指導要綱第5条（事前協議）に基づく申出書受領分から適用。

注意）ただし、改正後の工業専用地域等における近隣工場等との協議に関する各所管課（環境政策課及び産業振興課）との協議を経ている必要があります。

## ◇ 上記に関する協議等のお問い合わせ

・工業地域等における配慮（工業の振興）：産業経済部 産業振興課 工業振興係 電話 3579-2193

・"（周辺環境との調和）：資源環境部 環境政策課 生活環境保全係 電話 3579-2594

・要綱・細則：都市整備部 建築安全課 集合住宅指導係 電話 3579-2564

<問い合わせ先>

板橋区都市整備部  
建築安全課集合住宅指導係

〒173-8501 板橋区板橋二丁目6番1号

☎ 3579-2564 (直通)

本庁舎北館5階 11番窓口